


重大事故報告フローチャート

【事故報告が必要な重大事故の範囲】

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故


【報告方法】

- ・ 「教育・保育施設等 事故報告様式」を幼保施設管理課にメールで提出
様式： <https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/7023.html>
メール送付先： kodomoshisetsuunei@city.ichikawa.lg.jp

◎事故が起きてしまったら。。。 


①速やかに、園児の家族、**幼保施設管理課等**に連絡
↓
②ver6「教育・保育施設等事故報告書」を**幼保施設管理課**に提出
※第1報は、原則事故当日（遅くとも事故発生翌日）まで
※第1報の報告は、表面のみを記載
↓
③第2報は原則1カ月以内程度、状況の変化等に応じ追加報告
※事故発生の要因分析や検証等の結果については作成次第報告


【事故報告対象施設】
・ 特定教育・保育施設
・ 特定地域型保育事業者
・ 一時預かり事業者
・ 病児保育事業者
※幼稚園は直接千葉県に報告

◎保育施設等からの事故報告受理後 

①第1報が届き次第、速やかに**都道府県・消費者庁**に報告
↓
②第2報が届き次第、自治体記入欄記載後、同様に報告（原則1カ月以内程度）

市区町村

◎千葉県担当窓口  子育て支援課

◎消費者庁窓口  消費者庁 消費者安全課

都道府県

消費者庁

※都道府県は、こども家庭庁、文部科学省に報告

◎その後の公表等について・・・

- ・ 類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行う。
- ・ 事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供する。
- ・ 再発防止策についての好事例はこども家庭庁等へ情報提供する。

※公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮する。

第1報は原則事故当日（遅くとも事故発生翌日）
第2報は原則1カ月以内程度